

資料 3

小委員会の設置について

発達障害者支援施策の検討について

H26.1.31●障害福祉課

現状と課題

- 小中学校の通常学級在籍児のうち6.5%に特別な学習支援が必要。(平成24年文部科学省推計)
- 滋賀県の人口に換算すると約9万人となり身体障害者、知的障害者、精神障害者の手帳所持者の合計約7万人より多い人数。
- 虐待やひきこもり、ニート・生活困窮の要因の一つと言われ、対策を講じなければ今後課題が増大する一方。
- 児童期に適切な支援があれば社会生活に必要なスキルを身につける可能性が高まるところがある。
- 学校生活、家庭生活、地域生活などあらゆる生活場面で切れ目のない一貫した支援を受けることができる仕組みが必要。

取組方策

- 次期障害者福祉しがプラン(計画期間平成27年度～平成29年度)の策定にあたって、発達障害者支援を重点的に取り組むテーマとして位置づけられるよう現状と課題の洗い出しや論点整理を行うとともに、充実すべき施策の方向を明らかにするために滋賀県障害者施策推進協議会の下に発達障害者支援検討部会を設置し検討を行う。

検討のスキーム

滋賀県障害者施策推進協議会

発達障害者支援検討部会
【25～26年度】

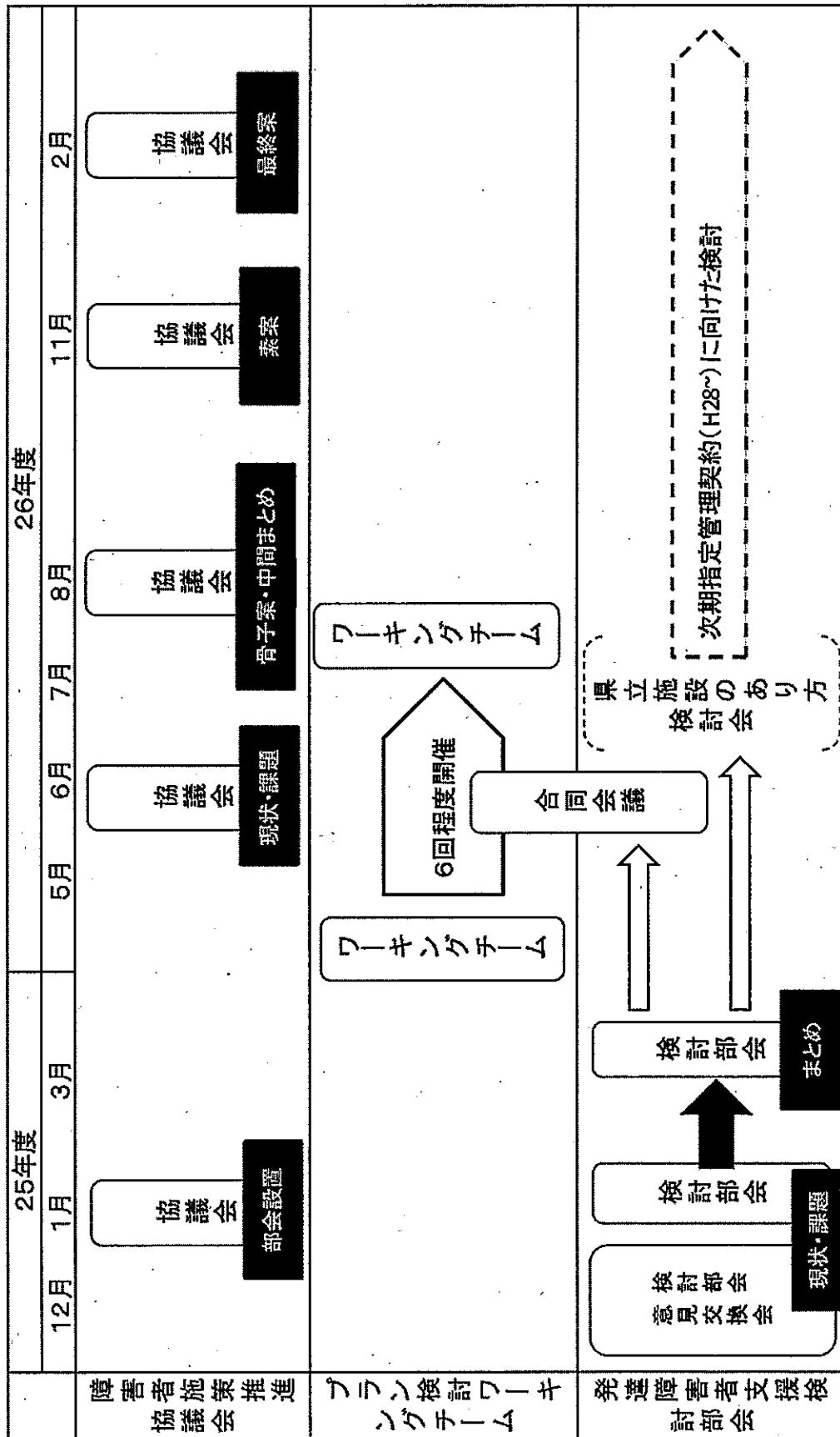
- 障害者施策推進協議会委員
- 学識経験者
- 社会福祉審議会委員
- 雇用労働関係者
- 発達障害者支援関係者
- 特別支援教育関係者
- 自立支援協議会関係者

次期障害者福祉
しがプラン
検討ワーキングチー
ム
【26年度】

計画期間
27～29年度

施策の実行

検討スケジュール



「発達障害者支援検討部会」 設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 発達障害児および発達障害者（以下「発達障害者」という。）に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、県内の発達障害者の実態把握や今後の支援体制整備等について検討するため、発達障害支援検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討部会は、発達障害者支援の充実に向けて、必要な事項を協議し、意見を述べる。

（組織）

第3条 検討部会は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員として設置し、別表の委員で構成する。

- 2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会会长が委嘱して充てる。
- 3 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

（座長および副座長）

第4条 検討部会に、座長および副座長を1名置く。

- 2 座長は、滋賀県障害者施策推進協議会会长が担い、会務を総務し、検討部会を代表する。
- 3 副座長は、委員の中から座長の指名により定め、座長を補佐し、座長に事故等があった時または欠けた時は職務を代行する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が議長になる。

- 2 座長は、必要があると認めた時は、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、滋賀県健康福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月 日から施行する。

